【別添８】

誓約書（認定申請用）

青少年の雇用の促進等に関する法律第15条に基づく基準適合事業主となるため、

以下の基準を満たしていることを誓約します。

（該当する場合、チェックボックスにチェックを入れて下さい。

１　若者を対象とした正社員の求人申込み又は募集を行っていること。

２　若者の正社員としての採用及び人材育成に積極的に取り組んでいること。

３　以下の数値要件等を満たしていること。

(１)　直近の３事業年度において採用した新規学校卒業者等のうち、当該３事業年度において離職した数の割合が20％以下であること。

ただし、直近の３事業年度において採用した新規学校卒業者等がいない場合は、本要件は不問とする。

(２)　 人材育成方針及び教育訓練計画を策定していること。

(３)　 直近の事業年度において、正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下であること、又は正社員のうち週間労働時間が60時間以上の労働者の割合が５％以下であること。

(４)　 直近の事業年度において、正社員の有給休暇取得率が70％以上であること、又は正社員の有給休暇の平均取得日数が10日以上であること。

(５)　 直近の３事業年度において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者が１人以上いること、又は女性労働者の育児休業等の取得率が75％以上であること。

ただし、直近の３事業年度において配偶者が出産した男性労働者及び出産した女性労働者のいずれもいない場合にあっては、育児休業等に関する制度が設けられていれば足りること。なお、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は15条の２に規定する認定を受けた事業主にあっては、直近において当該認定を受けた事業年度を含む３年度の間は、本要件は不問とする。

４　 青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則第９条第４項に掲げる項目について、正しい情報を公表していること。

５　過去３年以内に認定取消しを受けていないこと。

６　過去３年以内に７から12の要件を満たさなかったことを理由に認定を辞退していないこと。

７　過去３年間に新卒者の採用内定取消しを行っていないこと。

８　過去１年間に、事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと。

９　暴力団関係事業主でないこと。

10　風俗営業等関係事業主でないこと。

11　認定申請日時点で雇用関係助成金を受給できない事業主でないこと。

12　関係法令に違反する重大な事実がないこと。

　認定後に上記内容に反したことが判明した場合は速やかに報告し、認定を辞退します。

平成２７年１０月　１日

事業主名　　株式会社若者電子工業代表取締役　若者一郎

（記名押印、又は署名）

申請担当者

氏　　　名　若者　崇

役　　職　　総務部人事課人事係長